

静 情 審 第 1 0 号
平成 24 年 8 月 1 日

静岡県知事
川勝 平太 様

静岡県情報公開審査会
会長 興津 哲



静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年3月30日付けご相精第91号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

富士モデルの患者紹介システムに係る紹介状の非開示決定に対する異議申立て（諮問第176号）



1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成23年12月28日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1、富士モデルの紹介システムの紹介状」の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。
- (2) 平成24年1月10日、実施機関は、「開示請求に係る公文書の情報量が膨大で内容が複雑であることから、開示可否の決定をするのに多くの時間を要するため。」として、条例第13条第2項の規定により、平成24年2月10日まで、開示決定等の期間を延長した。
- (3) 平成24年2月6日、実施機関は、本件における開示請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）として、「富士モデルの紹介システムの紹介状（精神保健福祉センター送付用）」を特定した上で、条例第7条第2号、第3号イ及び第6号に該当するとの理由で非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (4) 平成24年3月9日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同月12日、実施機関は、これを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 静岡県の睡眠キャンペーン及び富士モデルが自殺対策の手立てとして取り入れられたことを理解しているが、精神科へ結びつけることがかえって自殺者を増やすことにつながると危惧し、静岡県に睡眠キャンペーン及び富士モデルの見直しを求めてきた。
- (2) 精神科医療は、診断方法、治療方法が確立されていない分野である。また、向精神薬は自殺をひき起こす危険性を高めるもので、副作用の発現率が高いものである。
- (3) 厚生労働省が「向精神薬等の過量服薬を背景とする自殺について」という通知を日本医師会や都道府県などに発出している。また、この過量服薬等の問題点については、各種メディアでも報道されている。
- (4) 睡眠キャンペーン及び富士モデルが自殺者を増やしているのか、減らしているのか、明確にしてほしいと思い、富士モデルの紹介システムの紹介状の開示を求めている。
- (5) 富士モデル事業の成否は、日本国民全体の生命にかかわることである。富士モデル事業における紹介システムは平成19年からスタートし、5年間自殺者が増え続けているにもかかわらず、一度も精査検討が加えられてこなかった。ここで、紹介を受けた精神科への聞き取り調査を進めることにより、自殺を減らせることとなるものと思う。自殺者を減らすという本来の目的のためにも紹介システムの紹介状の開示が必要だと思うので、情報開示

を求める。

- (i) 個人に結びつくデータは必要なく、どこの精神科に平成19年から平成23年の間、各年度、何人結び付けられたかを開示してもらいたい。
- (ii) この紹介状の公文書自体には、患者個人に結びつくデータは含まれていない。この開示により真の自殺の原因がつかめ、多くの命を救うことになるものと思う。
- その意味において、条例第7条第2号ただし書イに当てはまり、公にすることが必要であると認められる情報になるものと思う。
- (iii) 富士市医師会と公にしないとの相互合意がされているということであるが、そのような合意があること自体、富士モデルのモデル（手本）という性格上そぐわない。このことについて徹底的解明がなされなくてはならない。
- (iv) 富士モデル事業の成否を明確にするには、直接精神科に結び付けられた人を追跡調査し、その人が良くなつたのか、悪くなつたのか、通院して回復の途上にあるのか、変わらず通院中なのかを調べなければならない。
- (v) 私は、実施機関に追跡調査をするよう要望書を出してあり、「大学機関で学術的調査をする」というような回答があったが、そのような調査では正しい回答は得られない。
- (vi) モデル、手本だとしているのだから、県が事業効果の検証をして、それを公開すべきであるが、県が十分に行わないのであれば、自分たちが検証活動を行うしかない。そのためには、紹介先の医療機関が明らかになっていなければならぬが、当該情報の開示は生命・身体を守るために公益上の必要があるものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (i) 静岡県では、平成18年度から全国に先駆け、40～50歳代の働き盛り世代男性向けのうつ・自殺予防対策の確立を目指し、障害福祉費補助金、地域自殺対策推進事業費補助金を原資として、人口20万人超の産業都市である富士市において、働き盛り世代のうつ・自殺予防対策「富士モデル事業」を、富士市医師会、富士市等の関係機関との協働により取り組んできている。

当該事業は、自殺と関係の深いうつ病の早期発見・早期治療システムの構築に当たり、うつ病の身体症状、特に不眠症状に着目している点が最大の特徴である。具体的には、不眠症状からうつ病の気づきを高める「睡眠キャンペーン」と、不眠が継続している中年男性（うつ病のハイリスク者）をかかりつけ医、産業医から必要に応じて精神科医につなげる「紹介システム」を、二本柱として構成されている。

- (ii) 本件公文書には、患者名、住所及び生年月日は転記（複写）されていないものの、紹介元医療機関（一般科医療機関）の名称、所在地、電話番号及び医師名、紹介先医療機関（精神科医療機関）の名称及び医師名、紹介状作成日、患者の年齢、性別、職業、受診主訴・経過及び治療状況（検査結果及び処方内容等も含む。）、病状（睡眠障害、食欲低下、全身倦怠感、意欲低下、気分の落ち込み、その他）、生活状況（ストレスの状況：仕事、家庭生活等）等、診療によって把握された情報が医師の直筆により記載されており、また、力

ルテに記載された診療情報を要約したものであるため、カルテと同様の取扱いを要するものである。

なお、これらの情報のうち、紹介元医療機関名（一般科医療機関）の名称、所在地、電話番号、医師名、紹介先医療機関（精神科医療機関）の名称、医師名及び紹介状作成日は、患者がどこの医療機関でいつ診察を受け、その後どこの医療機関に紹介されたかを知りうる患者個人の情報であり、また、患者の年齢、性別、職業、受診主訴・経過及び治療状況（検査結果及び処方内容等も含む。）、病状（睡眠障害、食欲低下、全身倦怠感、意欲低下、気分の落ち込み、その他）、生活状況（ストレスの状況：仕事、家庭生活等）等は、いずれも、患者個人の人格と密接に関わる情報である。

さらに、医療機関名、所在地、電話番号及び医師名は、一般的には事業活動を行う上で公にされるものであるが、紹介状という情報の性質に加えて、地元のかかりつけ医や産業医という、患者と密着した医療機関により作成された診療情報であるため、患者個人の情報に関するものと解釈することができる。

このため、紹介状に記載されている情報を公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある。

- (3) 異議申立人は、条例第7条第2号ただし書イに該当すると主張するが、紹介状に記載されている情報が公になることは、個人のプライバシーを大きく侵害するとともに、この診療情報が公になることは、精神疾患への誤解や偏見が根強くある現代社会においては、現に受診中の患者や今後受診する患者にとっても受診行動を妨げることにもつながり、うつ病の早期治療の機会を遅らせ、ひいては生命、健康、生活を害する危険が増大するとも考えられるため、異議申立人が主張する人の生命を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとは到底考えられない。
- (4) 本件公文書は、医療機関の診療事業に関する情報であって、その取扱いについては、富士市医師会と紹介ルール検討会にて話し合いの結果、実施機関で紹介状を取りまとめ、その事業状況を富士市医師会に報告するための資料として所管し取り扱っているものであり、紹介状の取扱いについては、「一般医から精神科医への紹介システム」説明書に示されている。
- (5) 通常、各医療機関が取り扱っている紹介状は、個人情報として取り扱われているものであり、同様に本件公文書も事業の性質上、提出された紹介状は目的外において公にしないとの条件で、富士市内の医療機関と実施機関との間で相互合意され、その後各医療機関から任意に提供されている。
- (6) 実施機関では、提供された紹介状を定期的に集計し、「一般医から精神科医への紹介システム運営委員会」の場において、「紹介状の一般医から精神科医への紹介システムの実施状況」として富士市医師会へ事業状況の報告を行っており、平成23年12月7日付け公文書開示請求においては、既に異議申立人に対し、条例第11条第1項の規定により「一般医から精神科医への紹介システムの実施状況（～H23.9）」を開示しているところである。
- (7) 本件公文書は、富士市医師会との信頼関係の上でその取扱いを実施機関に委ねて提出されたものであり、紹介状は当然のことながら、目的外において公にしないとの合意の上で、

市内の各医療機関から任意に実施機関に提供されているものである。

このため、業務上知り得た個人に係る情報を、事業目的とする統計的事務処理や事業報告以外の目的で、医療機関名、医師名及び患者に係る情報を公にすることは、富士市医師会との信頼関係が揺らぎ医療機関からの任意の情報提供が受けられなくなるばかりか、現在進行している富士モデル事業の調査研究の遂行を不當に阻害するなど、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- (1) 個人情報の取扱いに関し、医師は、刑法第134条第1項の規定により守秘義務が課せられており、地方公務員は、地方公務員法第34条の規定により守秘義務が課せられている。
- (2) 静岡県での睡眠キャンペーン及び富士モデルについては、現在大学機関に委託し学術的な検証を進めている。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書の性質及び内容

実施機関は、平成18年度から、働き盛り世代男性向けのうつ・自殺予防対策の確立を目指し、富士市医師会、富士市等の関係機関との協働により、「富士モデル事業」に取り組んでいる。

当該事業は、不眠症状からうつ病の気づきを高める「睡眠キャンペーン」と、不眠が継続している中年男性（うつ病のハイリスク者）を一般科医療機関（かかりつけ医・産業医等）から必要に応じて精神科医療機関につなげる「紹介システム」を、二本の柱としている。

本件公文書は、紹介システムにおいて、一般科医療機関が精神科医療機関宛てに作成する3枚複写の紹介状のうちの3枚目で、同システムの稼動開始時期である平成19年1月から本件に係る開示請求が行われた平成23年12月28日までに一般科医療機関から実施機関へ送付された607通である（なお、以下で紹介システムにおける紹介状様式自体を個別に示す場合については、それぞれ、一般科医療機関が保管するもの（1枚目）を「一般科医療機関保管用紹介状」、一般科医療機関から精神科医療機関へ提出するもの（2枚目）を「精神科医療機関提出用紹介状」、一般科医療機関から実施機関へ送付するもの（3枚目）を「実施機関送付用紹介状」というものとする。）。

そして、実施機関送付用紹介状には、①紹介状作成日、②紹介先精神科医療機関の名称及び医師名、③紹介元一般科医療機関の名称、所在地、電話番号及び医師名、④患者の年齢、性別、職業、受診主訴・経過及び治療状況、病状、生活病状（ストレスの状況）並びにその他の事項が記載されている。

(2) 条例第7条の非開示情報該当性について

実施機関は、本件公文書に記載されている情報（以下「本件情報」という。）について、条例第7条第2号本文の非開示情報（個人情報）に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないこと、第3号の非開示情報（事業活動情報）に該当すること、及び第6号の非開示情報（事務又は事業に関する情報）に該当することを主張し、一方、異議申立人

は、条例第7条第2号ただし書イに該当することなどを主張しているため、以下検討する。

ア 条例第7条第2号本文該当性について

実施機関送付用紹介状は、一般科医療機関保管用紹介状、精神科医療機関提出用紹介状とは異なり、氏名、住所及び生年月日の記載部分が除かれているものであるが、実施機関の意見書に添付された本件公文書の一部を当審査会で見分したところ、勤務先名称や役職などが記載され特定の個人を識別できるものが含まれていることが認められた。

また、その余の特定の個人を識別することまではできないものについても、医師が作成する紹介状が複写されたものであり、カルテに記載されるような患者の病状、治療状況等、患者個人の生命、健康等に直接関わる機微にわたる私的な情報が記載されているため、本件情報は、全体として条例第7条第2号本文の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

この点、異議申立人は、紹介先医療機関の名称が記載された部分の開示を特に求めているが、一般的には医療機関の名称、所在地等の情報（以下「医療機関情報」という。）は医療機関が事業活動を行う上で公にされているとはいえ、本件公文書に記載された医療機関情報は、富士市という限定された地域において患者がどこの医療機関で診察を受け、その後どこの医療機関に紹介されたかを知りうる情報であることから、患者の個人情報（条例第7条第2号本文）に該当するものと認められる。

イ 条例第7条第2号ただし書イ該当性について

異議申立人は、実施機関がこれまで富士モデルの事業効果の検証を行っていないため、紹介を受けた精神科医療機関に関する情報の開示を求めて当該医療機関の情報を入手し、自分たちが検証作業を行うことで、真の自殺の原因がつかめ、多くの人命を救うことになり、その意味において、条例第7条2号ただし書イに該当し、公にすることが必要であると認められる情報になるとしているため、以下検討する。

条例第7条第2号ただし書イは、個人に関する情報は十分に保護されるべきであるが、公にすることにより保護される利益がそれに優越する場合に、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については開示することを定めたものである。

そして、公にすることが必要であるか否かは、開示することにより保護される利益と非開示にすることにより当該個人情報として保護される利益との比較衡量によって判断されることになる。

これを本件についてみると、精神科医療機関への紹介状という性質を有する本件公文書に記載された内容は、人の生命、健康に関係したものであるとはいえるが、およそ精神科医療機関への患者紹介行為自体が人の生命を侵害したり健康に悪影響を及ぼすことに直結するとまでは認められず、本件公文書について開示がなされたとしても、一般科医療機関受診時の情報として患者の病状や紹介元及び紹介先の医療機関の名称等の情報が明らかになるだけであって、そのことから直ちに、富士モデルの事業効果の検証が可能となったり、自殺者を減少させることができとなったりするわけではない。

他方で、本件情報は、カルテに記載されるような患者の病状、治療状況等、個人の生命、健康等に直接関わる機微にわたる私的なものであることから、公にすることにより、著しく患者の権利利益を害するおそれがあると認められるものであり、開示することにより保護される利益が開示しないことにより保護される利益を上回るものとはいえず、条例第7条第2号ただし書イの情報に該当するとは認められない。

(3) 結論

実施機関は、本件情報について、条例第7条第3号イ及び第6号にも該当すると主張するが、前述のとおり、同条第2号に該当すると判断したことから、第3号及び第6号について判断するまでもなく、非開示とすべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 24 年 3 月 30 日	実施機関から諮問書及び意見書を受け付けた。	
平成 24 年 4 月 23 日	審議	第 247 回
平成 24 年 4 月 27 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 24 年 5 月 28 日	審議	第 248 回
平成 24 年 6 月 27 日	審議、異議申立人から意見を聴取した。	第 249 回
平成 24 年 7 月 30 日	審議	第 250 回
平成 24 年 8 月 1 日	答申	

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興 津 哲 雄	弁護士	第 247 回～第 250 回
鈴 木 紀 子	弁護士	第 247 回～第 250 回
根 木 真理子	静岡大学 教育学部 教授	第 247 回～第 250 回
望 月 律 子	静岡県看護協会 会長	第 247 回、第 249 回～第 250 回
森 俊 太	静岡文化芸術大学 文化政策学科長	第 247 回～第 250 回
山 本 雅 昭	静岡大学 人文社会科学部 教授	第 247 回～第 250 回

